

1・2 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会(2010年5月に設置)において、国際会計基準審議会(IASB)が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めてきた。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会(ASBJ)が、同会内部に設置されている「リース専門委員会」の議論および関係業界を対象に行われた非公式のヒアリングを踏まえ、2019年3月25日に公表した「今後の計画」にて「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手するとの方針を示した(詳細は『船協海運年報 2018』「1・3 国際会計基準(IFRS)」参照)。その後、同専門委員会は、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進めている。

1・2・1 リース会計基準の見直し

(1) ASBJにおける検討状況と当協会の対応

ASBJ は、定期用船契約(T/C:Time Charter Contract)を含むサービス契約も論点の一つとして検討を進めることとし、この一環として、2019年6月10日に「リース会計専門委員会」の会合を開催、当協会を対象に参考人聴取を実施した。当協会はIFRS 勉強会を中心に対応し、以下考え方を柱として、海上運送の特徴および用船契約の種類と特徴について説明した。

<リース会計基準における T/C の取扱いに関する当協会の考え方>

T/C は船舶の貸借ではなく、船主(貸手)が船舶管理(船員手配、船舶修繕、船体保険の付保)された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない。

当該意見聴取は今後の議論に向けて専門委員の T/C への理解を深めることが目的のため、専門委員から当協会の「考え方」に対する強い賛否が提示されることはなかったが、ASBJ による本プロジェクトの目的はわが国の基準と IFRS との整合性を確保することであり IFRS と異なる基準を設けることには慎重な検討を要するといった意見が複数の委員より出された。

ASBJ は 2020 年の新型コロナウイルス感染拡大の関係上、同年 5 月末まで審議を見合わせていたが、同年 7 月から検討を再開し、検討を進めてきた(これまでの検討詳細については『船協海運年報 2020』「1・4 国際会計基準(IFRS)」参照)。

ASBJ 事務局は「リース会計基準、適用指針を改正する場合の文案のイメージ」を作成し、事前にリース会計専門委員会にて意見照会を行った上で、2021年3月25日および4月13日の企業会計基準委員会において意見を照会した。

なお、T/C 契約に関連する「リースの識別」については、本イメージの策定にあたり「昨年

(2020年)11月の各委員会にて検討を行っている」とされている(詳細は【資料 1-2-1-1 参照】)。

・2021年3月17日のリース会計専門委員会での改正文案イメージ「リースの識別」(ASBJ事務局作成)に関連した意見(詳細は【資料 1-2-1-2 参照】)

※文案イメージ自体は非公開で、T/C 契約に関する直接の言及はない。

-改正案にある「特定の資産」や「使用を指図する権利」に係る規定を、「使用を指図する権利」の要件については、使用期間全体にわたるものであることを加えた上で、会計基準に規定し、具体例を適用指針で規定する方が、読みやすい。

-改正案では、IFRS 第 16 号にあるような使用期間全体にわたる権利という記載が明記されていないが、IFRS 第 16 号と異なる解釈がなされる懸念があり、IFRS 第 16 号と変更する意図がないのであれば確認してほしい。

-改正案にある「使用を指図する権利」について、IFRS 第 16 号にあるような供給者に稼働指示を変更する権利がない旨を明記しないと、当該権利の範囲を拡大して解釈される懸念がある。

また ASBJ は、2021年6月7日に開催されたリース会計専門委員会において、各論点の検討・審議について検討が必要な事項を「審議未了の項目」・「再検討を行う各論」・「分析のみ行い事務局からの提案を行っていない項目」の三つに再度整理し、T/C 契約を含むリースの識別については、「分析のみ行い事務局からの提案を行っていない項目」と整理された(詳細は【資料 1-2-1-3 参照】)。また、2021年7月16日の同委員会では、出席者より“サービス契約に含まれるリースの網羅的な識別には、企業の多大なコストが予想されるため、サービス契約に含まれるリースに重要性がない場合に、サービスとして会計処理する実務上の便法を検討されたい”との意見が出された(詳細は【資料 1-2-1-4 参照】)。加えて文案イメージの内容については「リースの識別については、IFRS 第 16 号の主要な定めの内容のみを採り入れることにより原則的な取扱いを示し、ガイダンスや設例については、必ずしも採り入れない」との事務局提案がなされた(詳細は【資料 1-2-1-5 参照】)。しかしながら、「主要な定め」の範囲については今後も議論を継続する予定とした(詳細は【資料 1-2-1-6 参照】)。

これらの検討を踏まえ、ASBJ 事務局は 2021年12月24日付で改訂を公表した、『『現在開発中の会計基準に関する今後の計画』』内において、これまで“(会計基準)開発の目標時期は特に定めていない”とされてきたリース会計基準の計画について“各論点について検討を行い、公開草案の公表に向け審議を進めている”とした(詳細は【資料 1-2-1-7 参照】)。

ASBJ 事務局は 2022年1月～3月にかけての企業会計基準委員会およびリース会計専門委員会での検討において、「リースの識別(定期傭船等)」については審議未了とし、“審議の動向によっては改めて表示および開示の議論を行うことが考えられる”とした(詳細は【資料 1-2-1-8 参照】)。また、同じく事務局にて策定された IFRS 第 16 号における各設例への対応案において、船舶は今後検討予定の項目とされ、定期傭船を含めた現時点で会計処理の定めについての議論が継続している項目については、“わが国に特有な定めをおくことになる場合には、設例の追加の要否についても検討することが考えられる”とした(詳細は【資料 1-2-1-9 参照】)。

(2) 企業会計基準委員会人事

2021年11月に小賀坂 敦 企業会計基準委員会委員長が逝去されたことを受け(詳細は【資料 1-2-1-10 参照】)、新委員長就任までの間、川西 安喜 同委員会副委員長が委員長代行を務めることとなった。その後、企業会計基準委員会の運営母体である(公財)財務会計基準機構は2022年3月14日に開催された同機構理事会において川西氏の委員長就任を正式に承認した旨を発表した(詳細は【資料 1-2-1-11 参照】)。

以上